

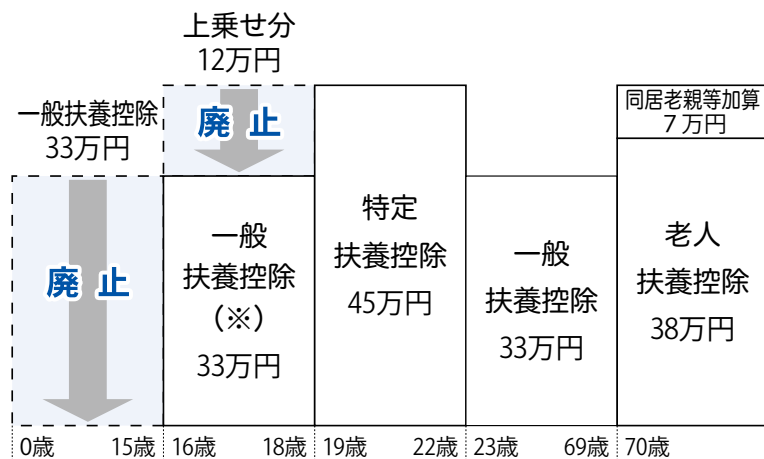
平成24年度 個人市県民税の主な改正

扶養控除・同居特別障害者加算が変更されます

個人市県民税の扶養控除 変更点

- 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）を廃止。
- 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ分（12万円）を廃止し、控除額を33万円とする。

▼ 個人市県民税の扶養控除 概要図 ▼



※16歳以上19歳未満の特定扶養親族は、特定扶養控除の対象ではなくなり、一般扶養控除に移行する。

同居特別障害者加算 変更点

同居特別障害者で16歳未満の扶養親族の場合は特別障害者控除（30万円）と同居特別障害者控除（23万円）が適用され、控除額が86万円から53万円となる。

▼ 同居特別障害者加算（16歳未満） ▼

【改正前】		【改正後】	
控除額：86万円		控除額：53万円	
障害者控除	特別障害者控除 30万円	障害者控除	同居特別障害者加算 23万円
	一般扶養控除 33万円		特別障害者控除 30万円
	同居特別障害者加算 23万円		一般扶養控除【廃止】

※同居特別障害者で16歳以上の扶養親族の場合は、各扶養控除に特別障害者控除（30万円）と同居特別障害者加算（23万円）が加わる。

問合せ

○市庁舎本館市民税課市民税係 TEL0897-52-1317
○丹原総合支所総務課税務係 TEL0898-68-7300 内線214

○東予総合支所税務課税務係 TEL0898-64-2700 内線121
○小松総合支所総務課税務係 TEL0898-72-2111 内線114

公的年金等の申告相談会

公的年金受給者を対象に、確定申告書の作成方法などをアドバイスします。

▼ 申告相談会の日時・場所

地区	日 時	場 所
小松	2月6日(月) 9時～16時	小松総合支所 2階ホール
丹原	2月7日(火) 9時～16時	丹原福祉センター 2階大会議室
東予	2月8日(水)～10日(金) 9時～16時	東予総合支所 3階

※前年分をイータックスで申告した方で税務署から「お知らせはがき」がきた方は「お知らせはがき」（東予総合支所に来られる方のみ）をお持ちください。

※当日はかなりの混雑が予想されます。医療費控除の明細書や収支内訳書等は事前に作成してきてください。

また、自動車でのご来場は、極力ご遠慮ください。

※当日は給与所得のある方、公的年金を受給されている方の申告相談を予定しておりますので、平成23年中に土地や株の譲渡があった方の申告相談は極力ご遠慮ください。

問合せ

伊予西条税務署個人課税部門 TEL0897-56-3292

▼ 申告相談会で必要な書類や用具

- 確定申告書（ない場合は当日お渡しします）
- 平成23年分の給与所得・公的年金等の源泉徴収票
- ※公的年金以外に収入のある方は、その所得の計算に必要な書類など。
- 国民健康保険税などの支払金額が分かる書類
- 国民年金保険料などの支払いを証明する書類
- 生命保険料や地震保険料などの控除証明書
- 医療費の領収書など、所得控除に必要な書類
- 申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの
- 印章、筆記用具

公的年金等を受給されている皆さまへ

平成23年の税制改正において、公的年金等の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合には、平成23年分から所得税の確定申告の必要がなくなりました。

この場合でも還付を受ける場合などには、従来どおり税務署に確定申告をすることができます。

なお、所得税の確定申告の必要がない場合でも、市への市県民税申告は必要ですので、ご注意ください。